

公益財団法人 福島県交通遺児奨学基金協会

事業のご案内

財団概要

本協会は、交通事故により亡くなった方や重度の後遺障がいが残ることとなった方の子ども（小・中学生）の健やかな成長を図ることを目的に、昭和59年に設立されました。

設立以来、県民の皆様からの善意の御寄附により、奨学金の支給や図書カードの贈呈などの事業を行っています。

今後とも、事業内容の一層の充実に努めて、不幸にして交通遺児等になられた方々の成長を応援してまいります。



1 対象者



県内に在住する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び小学校入学予定者で、次のいずれかに該当する者。

(1) 父母（養父母も含む）又はそのいずれかが交通事故により死亡した者

※ ただし、次の場合は該当となりません。

1 父又は母が交通遺児を伴って再婚しているとき（事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）

2 父母の死後、養子縁組により養父母がいるとき（事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）

(2) 父母の死後、三親等内の親族に扶養されていた者で、その親族が交通事故により死亡したもの。

(3) 父母若しくはそのいずれか又は父母が死亡した後扶養していた三親等以内の親族が、交通事故により重度の後遺障がいを負い、その後遺障がいの程度が自動車損害賠償保障法施行令別表第二の第1級から第3級に該当し、現に扶養関係のある者。

※ ご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。

2 支給までの流れ

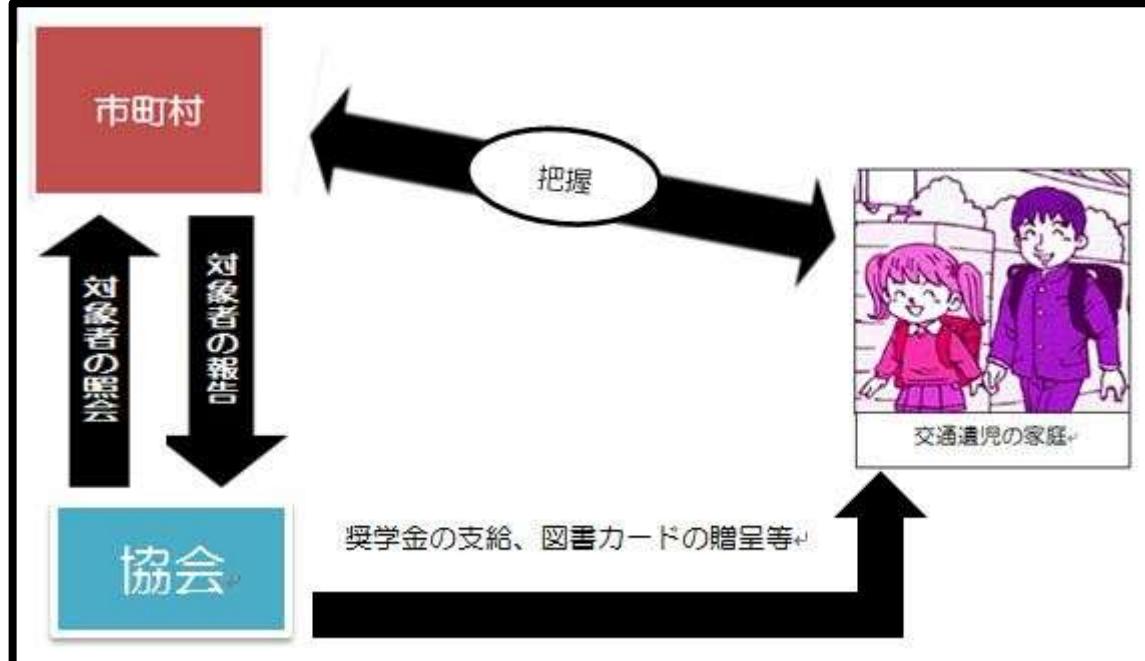
当協会から各市町村長に対し、対象者の調査を依頼



市町村長から対象者の報告



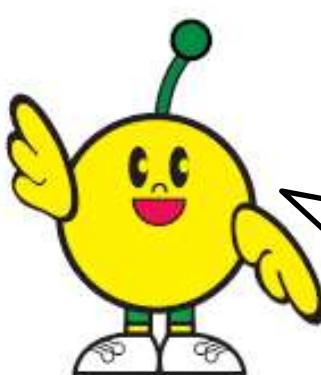
報告に基づき、対象者へ奨学金、図書カード等を贈呈



3 事業案内

本協会では、県民の皆様からの御寄附により、次の事業を行っています。

事 業	金 額	対 象 者	実施時期	備 考
奨学金の支給	30, 000円	県内に住所を有する 小・中学生の交通遺児	7月	口座振込
	70, 000円	小学校入学予定者		
	100, 000円	中学校入学予定者	3月	口座振込
	150, 000円	中学校卒業予定者		
旅行クーポン券の贈呈	50, 000円	小学4年及び 中学2年の世帯	7月	各家庭へ郵送
図書カードの贈呈	5, 000円分	小学生	12月	各家庭へ郵送
	7, 000円分	中学生		
	5, 000円分	小学校入学予定者		
	10, 000円分	中学校入学予定者	3月	各家庭へ郵送
	30, 000円分	中学校卒業予定者		



本協会事業に、
返済義務はござ
いません。

<お問い合わせ>

公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会事務局
(県庁生活交通課内)

電話024-521-7158